

健生発 0313 第 5 号  
令和 7 年 3 月 13 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」  
(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号) の一部改正について

国立健康危機管理研究機構法（令和 5 年法律第 46 号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 47 号）が令和 5 年 6 月 7 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

これらの法律により、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構が設立されることから、令和 7 年消費者庁・厚生労働省告示第 1 号により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に所要の改正を行いました。

改正の主な内容は下記のとおりですので、関係者への周知方よろしく願います。

記

1 改正の概要

「国立感染症研究所」を「国立健康危機管理研究機構」に改めるなど所要の改正を行ったこと。

2 適用期日

令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

以上